

●香川県告示第211号

平成12年香川県告示第283号（災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度）の一部を次のように改正し、平成26年5月2日から施行する。

平成26年5月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1 略</p> <p>1 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に<u>供与するものとする。</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに<u>供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</u></p> <p>(基本額)</p> <p>避難所設置費 1人1日当たり<u>310円</u></p> <p>(加算額)</p> <p>冬季（10月1日から3月31日までの間をいう。）については、別に定める額を加算する。</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに<u>供与するものとする。</u></p> <p>イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のために支出する費用は、<u>2.53万円以内とする。</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ 高齢者等であって日常生活上特別な配慮を必要とするものを数人</p>	<p>第1 政令第3条第1項の救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 避難所</p> <p>ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を<u>収容するものとする。</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを<u>収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</u></p> <p>(基本額)</p> <p>避難所設置費 1人1日当たり<u>300円</u></p> <p>(加算額)</p> <p>冬季（10月1日から3月31日までの間をいう。）については、別に定める額を加算する。</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>ア 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを<u>収容するものとする。</u></p> <p>イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のために支出する費用は、<u>2,401,000円以内とする。</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ 高齢者等であって日常生活上特別な配慮を必要とするものを数人</p>

以上に供与し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できる。この場合において、応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。

オ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに供与することができるものとする。

カ・キ 略

2 略

(1) 略

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受けて一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。

イ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,040円以内とする。

エ 略

(2) 略

3 略

(1)・(2) 略

(3) 略

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月1日から9月30日まで)	17,800円	22,900円	33,700円	40,400円	51,200円	5人を超える人数につき、 <u>7,500円</u> を5人世帯当たりの額に加

以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できる。この場合において、応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。

オ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができるものとする。

カ・キ 略

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受けて一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。

イ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,010円以内とする。

エ 略

(2) 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)・(2) 略

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月1日から9月30日まで)	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	5人を超える人数につき、 <u>7,300円</u> を5人世帯当たりの額に加

						算した額
冬季 (10月 1日から3月 31日まで)	29,400円	38,100円	53,100円	62,100円	78,100円	5人を超える人数 1人につき 、 10,700円 を5人世帯 当たりの額に 加算した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	世帯区分						6人以上 の世帯
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 の世帯	
夏季 (4月 1日から9月 30日まで)	5,800円	7,800円	11,700円	14,200円	18,000円	5人を超える人数 1人につき 、 2,500円 を5人世帯 当たりの額に 加算した額	
冬季 (10月 1日から3月 31日まで)	9,400円	12,300円	17,400円	20,600円	26,100円	5人を超える人数 1人につき 、 3,400円 を5人世帯 当たりの額に 加算した額	

(4) 略

4・5 略

6 略

						算した額
冬季 (10月 1日から3月 31日まで)	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	5人を超える人数 1人につき 、 10,400円 を5人世帯 当たりの額に 加算した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	世帯区分						6人以上 の世帯
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 の世帯	
夏季 (4月 1日から9月 30日まで)	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	5人を超える人数 1人につき 、 2,400円 を5人世帯 当たりの額に 加算した額	
冬季 (10月 1日から3月 31日まで)	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	5人を超える人数 1人につき 、 3,300円 を5人世帯 当たりの額に 加算した額	

(4) 略

4・5 略

6 被災した住宅の応急修理

- (1) 略
(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物により行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり547,000円以内とする。

(3) 略

7・8 略

9 略

(1)・(2) 略

(3) 埋葬のために支出する費用は、1体当たり、12歳以上の者については206,000円以内、12歳未満の者については164,800円以内とする。

(4) 略

10 略

11 略

(1)～(3) 略

(4) 略

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,400円以内とする。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,200円以内とする。これらの場合において、死体の一時保存のためにドライアイスの購入費等が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 略

(5) 略

12・13 略

第2 略

1 略

(1) 略

ア～オ 略

カ 大工 1人1日当たり 18,500円以内

キ 左官 1人1日当たり 18,300円以内

ク とび職 1人1日当たり 17,400円以内

(2)・(3) 略

(1) 略

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物により行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり52万円以内とする。

(3) 略

7・8 略

9 埋葬

(1)・(2) 略

(3) 埋葬のために支出する費用は、1体当たり、12歳以上の者については201,000円以内、12歳未満の者については160,800円以内とする。

(4) 略

10 略

11 死体の処理

(1)～(3) 略

(4) 死体の処理のために支出する費用は、次に掲げるところによるものとする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,300円以内とする。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,000円以内とする。これらの場合において、死体の一時保存のためにドライアイスの購入費等が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 略

(5) 略

12・13 略

第2 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度

1 政令第4条第1号から第4号までに掲げる者

(1) 日当

ア～オ 略

カ 大工 1人1日当たり 17,100円以内

キ 左官 1人1日当たり 16,900円以内

ク とび職 1人1日当たり 16,100円以内

(2)・(3) 略

2 略

2 略